

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公開番号】特開2019-203108(P2019-203108A)

【公開日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-048

【出願番号】特願2018-100948(P2018-100948)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 L 97/02 (2006.01)

C 08 L 77/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 L 97/02

C 08 L 77/00

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

部分加水分解された微細セルロース(A)、及び熱可塑性樹脂(B)を含む、樹脂組成物であって、前記部分加水分解された微細セルロース(A)は、ミクロフィブリル又はミクロフィブリル束において、表層の一部が加水分解されている、樹脂組成物。

【請求項2】

さらにヘミセルロース(C)を含む、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項3】

部分加水分解された微細セルロース(A)が、纖維長/纖維径のアスペクト比30以上の微細セルロース纖維である、請求項1又は2に記載の樹脂組成物。

【請求項4】

部分加水分解された微細セルロース(A)が、重合度450以上に相当するピークトップ分子量を有し、

部分加水分解された微細セルロース(A)において、前記ピークトップ分子量以下の分子量を有する低分子量成分の量をS1、前記ピークトップ分子量を超える分子量を有する高分子量成分の量をS2としたとき、S1/S2が1.00より大きい、請求項1~3のいずれか一項に記載の樹脂組成物。

【請求項5】

前記S1/S2が、1.00より大きく、3.00以下である、請求項4に記載の樹脂組成物。

【請求項6】

部分加水分解された微細セルロース(A)の平均纖維径が4~3000nmである、請求項1~5のいずれか一項に記載の樹脂組成物。

【請求項7】

部分加水分解された微細セルロース(A)/熱可塑性樹脂(B)の質量比(A)/(B)が0.01~1である、請求項1~6のいずれか一項に記載の樹脂組成物。

**【請求項 8】**

前記樹脂組成物がヘミセルロース( C )を含み、ヘミセルロース( C ) / 部分加水分解された微細セルロース( A )の質量比( C ) / ( A )が 0.001 ~ 0.2 である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の樹脂組成物。

**【請求項 9】**

前記樹脂組成物がヘミセルロース( C )及びリグニン( D )を含み、リグニン( D ) / ヘミセルロース( C )の質量比( D ) / ( C )が 0.001 ~ 10 である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の樹脂組成物。

**【請求項 10】**

熱可塑性樹脂( B )がポリアミド系樹脂である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の樹脂組成物。

**【請求項 11】**

前記部分加水分解された微細セルロース( A )は、ミクロフィブリル又はミクロフィブリル束において、内層が加水分解されていない、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の樹脂組成物。

**【請求項 12】**

請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の樹脂組成物の成形体である、摺動性部材。